

## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

①必ず提出する書類 ⇒ ②収入について該当箇所を確認 ⇒ ③状況に応じて該当箇所を確認

扶養対象者の状況		証明書類一覧	
①	<b>共通書類（必須）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被扶養者異動届</li> <li>・健康保険扶養状況届（新生児届出の場合は不要）</li> <li>・世帯全員の続柄記載のある住民票 （3カ月以内に発行されたもの。被保険者と別居している場合は被保険者と被扶養者の世帯全員の住民票）</li> </ul>	
		※新生児の場合は、母子手帳の出生届出済証明でも可（子の保護者欄の記入がある場合に限る）	
②	子を扶養する場合で配偶者を扶養していない場合	配偶者の収入が分かる書類	
	子を扶養する場合で不認定通知を受理したとき	配偶者の収入が分かる書類＋配偶者が加入している健保組合から発行された被扶養者不認定通知書	
	16歳以上・収入なし	高校生・大学生・各種学校	学生証（有効期限が明記されたもの） ※在学証明書（3カ月以内に発行）でも可
		1年以上無職無収入	直近の所得証明書（所得および収入の内訳が分かること。3カ月以内に発行されたもの）
		1年以上無職無収入 （課税証明書に給与収入が表示されている場合）	直近の課税証明書＋退職日が分かる書類
		個人事業主を廃業した	個人事業の廃業届出書
		傷病手当金・出産手当金等受給が終了した	最終受取であることがわかる支払決定通知書
	離職に伴う申請の場合	雇用保険の状況	
		受給する意思がある	離職票1・2（写）または雇用保険受給資格者証（写・両面）＋雇用保険の失業給付に係る誓約書
		受給しない	離職票1・2（写）または退職証明書（資格喪失証明書）＋雇用保険の失業給付に係る誓約書
		受給資格なし	退職証明書＋雇用保険未加入である旨記載のものまたは給与明細書（写）
		受給終了した	雇用保険受給資格者証（写・両面）
	延長している	離職票1・2（写）または雇用保険受給延長通知書（写）＋雇用保険の失業給付に係る誓約書	
	公務員の場合	健康保険資格喪失証明書＋辞令（写）	
	16歳以上・収入あり	パート・アルバイト等給与収入有 （資格取得（入社）時認定の場合）	連続した直近3カ月分の給料明細
		これから働き始める （直近3カ月分の給料明細が揃わない）	給料支払見込証明書または雇用契約書（期間・賃金が明記されているもの＋直近のシフト表）
雇用形態の変更で収入が減った		雇用契約書（期間・賃金が明記されているもの）＋給与支払見込証明書＋健康保険資格喪失証明書 （勤務先の社会保険に加入していた場合）	
個人事業主・不動産管理者・農業等で 収入がある人などの自営業者		直近の確定申告書（写）＋収支内訳書（税務署の受付印のあるもの） ※電子申請で行った場合は、「受信通知」を添付すること	
年金受給者（老齢基礎・厚生・基金・ 遺族・障害等）		最新年度の年金裁定（改定・振込）通知書または直近の年金振込通知書 ※年金受給額変更等が明らかな場合は、年金機構発行の「制度共通年金見込額照会回答票」を添付すること	
利子／配当／その他		最新の支払通知書	
③	結婚による申請	婚姻日が確認できる書類（婚姻受理証明、戸籍謄本等3カ月以内に発行のもの）	
	離婚による申請	離婚日の分かる書類＋健康保険資格喪失証明書＋（子がいる場合は親権者および親権日の分かる書類）	
	養子縁組による申請	縁組日の分かる書類＋健康保険資格喪失証明書	
	被保険者と別居している方	直近3カ月以上の送金証明書もしくは通帳の写し＋戸籍謄本（3カ月以内のもの）	
	外国籍の方の申請	被保険者と続柄確認ができる書類	
被保険者以外に優先扶養義務者がいる方	その方の収入を証明する書類（状況による）		

**【注意】**

※上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※各証明書の発行手数料については、自己負担となります。

（発行手数料が免除される自治体もありますので、申請する際に「健康保険の手続きで必要」と伝えてください）

※添付書類（住民票を除く）は、被扶養者のものをご用意ください。

※添付書類は、コピー可。